公示送達書

一宮市告示 486 号
令和 8 年 10 月 29 日

一宮市長　中野　正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名	差押調書（謄本）
送達を受けるべき者の氏名	船戸　正邦
	岩永　絢太
	以下余白

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。